

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四八九・横手保健所)	1
結核予防法による医療機関の指定(四九〇・横手保健所)	1
国定公園に関する公園事業の決定(四九一・自然保護課)	1
国定公園に関する公園事業の変更(四九二・自然保護課)	2
県立自然公園に関する公園計画の決定(四九三・自然保護課)	2
県立自然公園に関する公園計画の変更(四九四・自然保護課)	5
県立自然公園に関する公園事業の廃止(四九五・自然保護課)	6
県立自然公園に関する公園事業の決定(四九六・自然保護課)	7
県立自然公園に関する公園事業の変更(四九七・自然保護課)	9
大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(四九八・商工業振興課)	10
大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(四九九・商工業振興課)	10
開発行為に關する工事の完了(五〇〇・由利地域振興局建設部)	11
開発行為に關する工事の完了(五〇一・平鹿地域振興局建設部)	11
公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(情報企画課)	11
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	12
県営土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部)	12
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	12
土地改良事業工事の完了の届出(由利地域振興局農林部)	12
土地改良区の役員の変更の届出(雄勝地域振興局農林部)	13
市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝地域振興局農林部)	13
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	13
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	14

監査委員公告  
監査結果の公表(一一)

## 告 示

秋田県告示第四百八十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
鍛冶町さいた薬局	横手市鍛冶町一番一号	平成十六年五月三十一日

秋田県告示第四百九十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鍛冶町さいた薬局	横手市鍛冶町一番一号	平成十六年六月一日

秋田県告示第四百九十一号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第七条第四項の規定により、栗駒国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第六項の規定に基づき、その概

要を次のとおり公示する。  
平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

事業の種類	事業地	施設の規模
泥湯温泉宿舎	秋田県湯沢市高松(泥湯温泉)	区域面積 五ヘクタール 最大宿泊者数 一五〇人/日

大湯園地

秋田県雄勝郡皆瀬村畑等  
(大湯)

区域面積 一ヘクタール

秋田県告示第四百九十二号  
栗駒国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第八条第四項において準用する同法第七条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。  
平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

事業の種類	事業	他	施設	規模
変更前	変更後	変更前	変更前	変更後
小安温泉園地	小安温泉園地	秋田県雄勝郡皆瀬村畑等湯元	秋田県雄勝郡皆瀬村畑等(小安温泉)	区域面積 二五ヘクタール
皆瀬溪谷園地	皆瀬溪谷園地	秋田県雄勝郡皆瀬村国有林増田事業区四〇林班内	秋田県雄勝郡皆瀬村国有林秋田森林管理署湯沢支署一〇三八林班及び一〇四〇林班	区域面積 二〇ヘクタール
			園路、ベンチ、野外卓その他	

秋田県告示第四百九十三号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第七条第一項の規定により、県立自然公園に関する公園計画の一部を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 森吉山県立自然公園

(一) 保護規制計画

ア 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域

名称	森吉山	区	北秋田郡森吉町国有林 米代東部森林管理署上小阿 仁支署一〇三三林班の全部 米代東部森林管理署上小阿 仁支署一〇三一林班、一〇三三林班、一〇三四林班か	地域	第一種特別地域 第二種特別地域 第三種特別地域	地種区分	第一種特別地域 第二種特別地域 第三種特別地域	面積	二九六三ヘクタール
----	-----	---	--	----	-------------------------------	------	-------------------------------	----	-----------

20	番号	種 類	位 置	2	1	番号	種 類	位 置	ア 保護施設計画 保護施設
	スキー場								
(三) 利用施設計画 ア 単独施設の削除									
北秋田郡森吉町森吉及び阿仁町(森吉山)				北秋田郡森吉町森吉字森吉山麓高原 北秋田郡阿仁町国有林 米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇四九林班 北秋田郡阿仁町国有林 米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇〇五林班、二〇〇六林班及び二〇一〇林班					

5	番号	種 類	位 置	1	番号	名 称	区 域	3	番号	路 線 名	種 類	位 置 又 は 区 間	ウ 運輸施設の追加	イ 単独施設の追加	
	野営場														川口
(二) 単独施設の追加															
仙北郡太田町川口字大台(大台)				(一) 真木真昼県立自然公園 集団施設地区の削除				北秋田郡阿仁町国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇〇三林班(公園境界) 北秋田郡阿仁町国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇〇三林班(樹水平)				北秋田郡森吉町森吉字森吉山麓高原(ノ口川牧場)			
仙北郡太田町川口字バチ沢(四一・〇三ヘクタール)												北秋田郡森吉町 国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署 一〇四九林班から一〇五二林班(森吉山森吉)			
												北秋田郡阿仁町 国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署 二〇〇三林班及び二〇〇四林班(森吉山阿仁)			

番号	種類	位置
8	避難小屋	仙北郡太田町国有林
4	山小屋	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班ぬ小班(マタギ小屋)
3	避難小屋	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班わ小班(滝倉)
2	避難小屋	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六〇林班ろ小班(薬師平)
1	避難小屋	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二五九林班い小班(一泊)

(三) 単独施設の削除

13	園地	仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二七六林班(川口溪谷)
12	園地	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七九林班(オプ山入口)
10	運動場	仙北郡太田町太田字惣行大谷地(川口)
9	園地	仙北郡太田町太田字惣行大谷地(川口)
8	宿舎	仙北郡太田町太田字惣行大谷地(川口)
7	園地	仙北郡太田町川口字大台(大台)
6	スキー場	仙北郡太田町川口字大台(大台)

番号	路線名	区 間
2	袖川線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六二林班い小班地内

(五) 歩道の削除

6	川口線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七六林班(川口溪谷) 終点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七六林班(南の風鞍・歩道合流点)
3	甲山線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班(みすず長根口) 終点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六四林班(甲山・歩道合流点)

(四) 歩道の追加

12	避難小屋	仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二九二林班は小班(真昼岳南岱)
10	園地	秋田森林管理署二二七四林班な小班(青シカ山) 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二七六林班ね小班(川口溪谷県境)

終点 仙北郡太田町国有林  
秋田森林管理署二二五九林班る小班地内

秋田県告示第四百九十四号

県立自然公園に関する公園計画の一部を変更したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第八条第三項において準用する同条例第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 森吉山県立自然公園

(一) 利用施設計画のうち、変更後の車道の一部

2	ノ口川線	区 間
起点	北秋田郡森吉町森吉(湯ノ岱・車道分岐点)	
終点	北秋田郡森吉町森吉(大印・県立自然公園境界)	
起点	北秋田郡森吉町森吉(東ノ又沢・県立自然公園境界)	
終点	北秋田郡森吉町森吉(ノ口川牧場)	
終点	北秋田郡森吉町森吉(立川)	

二 田代岳県立自然公園

(一) 利用施設計画のうち、変更後の歩道の一部

1	田代岳縦走線	区 間
起点	北秋田郡田代町(荒沢口)	
起点	北秋田郡田代町(上荒沢・公園境界)	
起点	北秋田郡田代町(上荒沢口)	
終点	北秋田郡田代町(田代湿原・歩道合流点)	
終点	北秋田郡田代町(薄市沢・公園境界)	

三 真木真昼県立自然公園

(一) 利用施設計画のうち、変更後の単独施設

番号	種類	位 置
1	園地	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班(マタギ小屋)
2	野営場	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六六林班(マタギ小屋)
3	園地	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六二林班(袖川)
4	園地	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七〇林班(七瀬沢滝)
5	野営場	仙北郡太田町川口字大台(大台)
6	スキー場	仙北郡太田町川口字大台(大台)
7	園地	仙北郡太田町川口字大台(大台)
8	宿舎	仙北郡太田町太田字惣行大谷地(川口)
9	園地	仙北郡太田町太田字惣行大谷地(川口)
10	運動場	仙北郡太田町太田字惣行大谷地(川口)
11	宿舎	仙北郡太田町川口字八手沢(鹿子温泉)
12	園地	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七九林班(オブ山入口)
13	園地	仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七六林班(川口溪谷)

番号	路線名	区 間
1	白岩岳・眞昼岳縦走線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二五八林班(白岩薬師) 終点 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二九三林班(女神山)
2	薬師岳線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班(甘露水口) 終点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班(薬師岳・歩道合流点)
3	甲山線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六三林班(みずず長根口) 終点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六四林班(甲山・歩道合流点)
4	風鞍線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六五林班(黒森山・公園境界) 終点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二六五林班(風鞍・歩道合流点)
14	園地	仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二八三林班(峰越)
15	野営場	仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二九一林班(善知鳥)

(二) 利用計画のうち、変更後の歩道

5	東北自然歩道線	起点 仙北郡太田町川口字千本野(自然公園境界) 終点 仙北郡太田町太田字惣行谷地田(自然公園境界) 起点 仙北郡太田町太田字惣行山(自然公園境界) 終点 仙北郡太田町太田字石神荒屋敷(自然公園境界)
6	川口線	起点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七六林班(川口溪谷) 終点 仙北郡太田町国有林 秋田森林管理署二二七六林班(南の風鞍・歩道合流点)
7	眞昼岳線	起点 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二八七林班(赤倉口・公園境界) 終点 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二九〇林班(赤倉山・歩道合流点)
8	善知鳥線	起点 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二九一林班(善知鳥口・公園境界) 終点 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二二九二林班(兔平・歩道合流点)

秋田県告示第四百九十五号  
 森吉山県立自然公園に関する公園事業の一部を廃止したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第八条第三項において準用する同条例第七

条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。  
平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

事業の種類	森吉山スキー場
事業地	北秋田郡森吉町森吉国有林 四九、五〇、五一、及び五二林班 北秋田郡阿仁町鍵ノ滝国有林 三林班 北秋田郡阿仁町鳥戸内国有林 四林班
施設の規模	区域面積 二九〇・九ヘクタール

秋田県告示第四百九十六号  
秋田県立自然公園条例（昭和三十三年秋田県条例第三十八号）第七条第二項の規定により、県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。  
平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 森吉山県立自然公園

事業の種類	森吉山森吉スキー場
事業地	北秋田郡森吉町国有林 米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇四九林班から一〇五二林班まで
施設の規模	区域面積 一八九・〇ヘクタール

一場

森吉山阿仁線索道運送施設	米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇〇三林班及び二〇〇四林班	三五・二ヘクタール
森吉山植生復元施設	北秋田郡森吉町国有林 米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇四九林班 北秋田郡阿仁町国有林 米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇〇五林班、二〇〇六林班及び二〇一〇林班	区域面積 〇・七ヘクタール
ノ口川牧場自然再生施設	北秋田郡森吉町森吉字森吉山麓高原	区域面積 四八八ヘクタール

二 真木真昼県立自然公園

事業の種類	薬師岳線道路	施設の規模	路線距離
事業地	起点 仙北郡太田町国有		

<p>道) 川口線道路(歩</p>	<p>道) 風鞍線道路(歩</p>	<p>道) 甲山線道路(歩</p>	<p>(歩道)</p>
<p>起点 林 仙北郡太田町国有</p>	<p>起点 林 仙北郡太田町国有 秋田森林管理署二 一六五林班(黒森 山・公園境界) 仙北郡太田町国有 林 秋田森林管理署二 一六五林班(風 鞍・歩道合流点)</p>	<p>起点 林 仙北郡太田町国有 秋田森林管理署二 一六三林班(みす ず長根口) 仙北郡太田町国有 林 秋田森林管理署二 一六四林班(甲 山・歩道合流点)</p>	<p>終点 林 仙北郡太田町国有 秋田森林管理署二 一六三林班(薬師 岳・歩道合流点)</p>
<p>路線距離 一・八キロメートル</p>	<p>路線距離 二・〇キロメートル</p>	<p>路線距離 四・〇キロメートル</p>	<p>二・五キロメートル</p>

<p>(歩道) 善知鳥線道路</p>	<p>(歩道) 真昼岳線道路</p>		
<p>起点 林 仙北郡千畑町国有</p>	<p>起点 林 仙北郡千畑町国有 秋田森林管理署二 一八七林班(赤倉 口・公園境界) 仙北郡千畑町国有 林 秋田森林管理署二 一九〇林班(赤倉 山・歩道合流点)</p>	<p>終点 林 仙北郡太田町国有 秋田森林管理署二 一七七林班(鹿の 子山・歩道合流 点)</p>	<p>終点 林 仙北郡太田町国有 秋田森林管理署二 一七六林班(川口 溪谷) 仙北郡太田町国有 林 秋田森林管理署二 一七六林班(南の 風鞍・歩道合流 点)</p>
<p>路線距離 三・五キロメートル</p>	<p>路線距離 二・〇キロメートル</p>		



薬師岳真昼岳線道路 変更前		事業の種類	変更前	事業 変更前	事業 変更後	施設 変更前	施設 変更後	規模 変更前	規模 変更後
白石岳・真昼岳縦走 変更後									
二 真木真昼県立自然公園									
田代岳縦走道路(歩道)									
田代岳縦走線道路(歩道)									
田代岳県立自然公園									
秋田森林管理署二一九一林班(善知鳥口・公園境界) 仙北郡千畑町国有林 秋田森林管理署二一九二林班(兔平・歩道合流点)									
秋田県告示第四百九十七号 県立自然公園に関する公園事業の一部を変更したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第八条第三項において準用する同条例第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。 平成十六年六月十一日 秋田県知事 寺田典城									

秋田県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ秋田卸町店資材館

秋田市卸町一丁目九十三番一号

二 秋田市長の意見

(一) 騒音について

(1) 夜間における規制基準超過対策として駐車場の利用(駐車及び走行)の制限を確実に実施すること。また、緑地帯等による騒音の緩衝も検討すること。

(2) 現況が事務所という理由で夜間の規制基準を超えているにもかかわらず対策を講じない箇所がある。用途区域が第一種住居専用地域であることにより、将来住宅が立地する恐れがないとは言えず、苦情が発生した場合には十分な対応をすること。

(3) 駐車場利用時間が午前六時三十分と比較的早い時間帯であることより、駐車場の騒音対策として夜間のみならず早朝の利用制限も検討すること。

(4) 公害苦情が発生しないよう早朝や夜間の「荷さばき作業」や「廃棄物収集作業」には特に配慮すること。

(二) 廃棄物について

(1) 事務所において生じる廃棄物については、発生を抑制し、発生した廃棄物についても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。

(2) 排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を有する

(歩道) 線道路(歩道)

区一五八林班ろ小班  
終点 秋田営林局大曲事業  
区一九二林班い小班

秋田森林管理署二  
五八林班(白岩薬師)  
終点 仙北郡千畑町国有林  
秋田森林管理署二  
九三林班(女神山)

三〇・〇キロメートル

三三・〇キロメートル

業者へ委託し、適正に処理すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年六月十一日から同年七月十二日まで

秋田県告示第四百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ秋田卸町店

秋田市卸町一丁目三番七号

二 秋田市長の意見

(一) 騒音について

(1) 夜間における規制基準超過対策として駐車場の利用制限を確実に実施すること。また、緑地帯等による騒音の緩衝も検討すること。

(2) 現況が事務所という理由で夜間の規制基準を超えているにもかかわらず対策を講じない箇所がある。用途区域が第一種住居専用地域であることにより、将来住宅が立地する恐れがないとは言えず、苦情が発生した場合には十分な対応をする

秋田県知事 寺 田 典 城

こと。

(三) 駐車場利用時間が午前六時三十分に変更されたことから駐車場の騒音対策として、夜間のみならず早朝の利用制限も検討すること。

(四) 公害苦情が発生しないよう早朝や夜間の「荷さばき作業」や「廃棄物収集作業」には特に配慮すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年六月十一日から同年七月十二日まで

秋田県告示第五百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年四月十二日付け指令由建 百二十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

本荘市三川字大沢十八番地一

鳥海マテリアル株式会社

代表取締役 村岡兼幸

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市三川字大沢一番一、二番、十八番一、十八番三、十八番四、十八番五、十八番十、十八番十三 以上八筆

秋田県告示第五百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十月一日付け指令平建 二百三十三 三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年六月十一日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

秋田市保戸野千代田町二番四十三号

三光不動産株式会社 代表取締役 岩本 竜大

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市赤坂字大道添百四番一、百四番二、百四番三、百四番四、百四番五、百四番六、百五番一、百五番二、百五番三、百五番四、百五番五、百五番六、百五番七、百六番、百七番、百八番及び百九番

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

一太郎2004バージョンアップライセンス 五百四十七ライセンス

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年六月三十日（水）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号

(二) 秋田県企画振興部情報企画課（電話〇一八 八六〇 四二〇八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年六月十一日（金）から同月十七日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

入札執行の日時及び場所

平成十六年六月二十一日(月)午後二時  
秋田県庁第二庁舎五階情報化研修室  
入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人うるおい住宅・健康増進協会

三 代表者の氏名

野村幸悦

四 主たる事務所の所在地

秋田市土崎港中央三丁目五番四十七号ストーク二十一港町一階有限会社K&B内

五 定款に記載された目的

この法人は、健康増進を希求する市民に対して、健康住宅を含むうるおいのある快適な住環境を提供しながら、これに関わる人々や地球に優しい事業を行い、更に里山(自然)を還元してリサイクルな受け継がれる社会の構築と環境を共生することを目的とする。

六 定款の変更内容

法人の名称

平成十六年六月一日県営土地改良事業(荒川地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、由利郡鳥海町上川内堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年六月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 東由利町

完了年月日 平成十五年三月七日

(二) 象潟町

完了年月日 平成十五年三月七日

(二) 象潟町

完了年月日 平成十二年十一月二十二日

(二) 金浦町

完了年月日 平成十四年三月二十七日

(二) 事業名 土地改良事業(このうら地区農村総合整備補助事業)

四 由利町

(二)(一) 完了年月日 平成十三年十二月二十五日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(鮎川地区中山間地域総合整備事業)

五 大内町

(二)(一) 完了年月日 平成九年十二月二十四日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(下川大内地区中山間地域総合整備事業)

六 大内町

(二)(一) 完了年月日 平成十五年二月十二日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(大内地区農村総合整備補助事業)

七 西目町

(二)(一) 完了年月日 平成十三年二月二十一日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(西目地区農村総合整備モデル事業)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員(の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前六十五番地

藤原長藏

郡山字上郡八十三番地

成田知哉

郡山字下郡三十六番地

仙道忠秋

足田字土館四番地

佐藤有彦

嶋田新田字嶋田五十一番地二

奥山幸一

高尾田字沼端三十番地二

高山永一

郡山字下四ツ家二番地

仙道隆

高尾田字家ノ下十八番地一

後藤昌太郎

床舞字泉田三十六番地

泉勇一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、東成瀬村から協議があった土地改良事業(成瀬東部地区中山間地域総合整備事業)の施行について、平成十六年六月三日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年六月十一日  
秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ダイビング機材 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年七月九日(金)

(四) 納入場所

秋田県立男鹿水族館

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三)(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日(を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月十一日(金)から同月二十一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月二十五日(金) 午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一條の規定に基づき、公示する。

平成十六年六月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量  
乳房検診車及び乳房用X線撮影装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十六年五月三十一日
- 四 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商店 秋田市保戸野中町一十七
- 五 落札金額  
九千八十万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
平成十六年四月十六日

監査委員公告

監査結果公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199号第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成16年6月11日

秋田県監査委員 安 正 義  
秋田県監査委員 菅 原 龍 典  
秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

1 監査執行状況

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員
企業同(観光施設事業会計)	平成16年4月26日	安 正 義 菅 原 龍 典 山 田 昭 郎 小 玉 和 夫

2 監査の対象

平成15年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 経営の概況

企業同(観光施設事業会計)

(1) 観光施設利用者数及び収入実績

施 設 名	利用者数	収入金額
男鹿桜島荘	17,682人	135,814,623円

(2) 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	繰 越 額	不 用 額

収入	1,183,531,000	1,161,360,209	-	-
支出	206,070,000	194,959,501	-	11,110,499

## 資本的収支

(単位：円)

区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
収入	6,433,000	5,768,123	-	-
支出	12,968,000	12,302,447	-	665,553

## (3) 経営成績

当年度の総収益は1,154,534,016円、総費用は187,410,561円で、差し引き967,123,455円の純利益となっている。

## 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に執行されていると認められた。

なお、観光施設事業会計の終了に当たり、唯一の施設であった男鹿桜島荘の運営について、次のとおり意見を述べる。

男鹿桜島荘の事業効果としては、男鹿半島西海岸における滞在型観光の拠点施設として観光ルートの形成や観光客の増加に寄与し、男鹿半島の観光振興に一定の役割を果たしたものと認められるものの、公営企業の目標の一つである経済性の発揮という点では、必ずしも十分な成果を得られなかった。

この原因としては、当初の経営目標を達成するための計画に精度を欠いていたこと、経営状況について見直しや再検討が十分でなかったこと、経営努力を十分に発揮できない体制ができていなかったこと等が挙げられる。

今後、経済性、効率性を求められる事業を展開する場合には、この観光施設事業の経験を踏まえて、計画及び運営に当たられることを要望する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄